委 託 契 約 書（案）

地方独立行政法人新小山市民病院（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、一般廃棄物収集運搬業務について、次のとおり契約する。

（処理業務）

第１条　乙は、次に掲げる内容により、甲の一般廃棄物収集・運搬処理を行うものとする。

（１）種　　類　　一般廃棄物

（２）単　　価　　1kg あたり金＿＿＿＿＿＿＿円

上記価格に消費税及び地方消費税を加算する。

（３）収集場所　　栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１

地方独立行政法人新小山市民病院

（４）契約期間　　平成３１年４月１日 から 平成３４年３月３１日 まで

（処理の方法）

第２条　乙は、別紙「仕様書」により業務を処理しなければならない。

（単価の変更）

第３条　甲又は乙は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不適当となったと認めたときは、協議の上これを変更することができるものとする。

（処理及び確認）

第４条　乙は、第１条第４号の期間中、甲の指定する期日（以下「処理期限」という。）までに収集場所から一般廃棄物を収集・運搬し、その都度速やかに記録表を甲に提出し、担当員の確認を受けなければならない。

（代金の請求及び支払）

第５条　乙は、前月中の一般廃棄物収集運搬に係る代金額に当該代金額の１００分の８に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。以下「処理代金」という。）を甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

（履行遅滞）

第６条　乙は、処理期限までに一般廃棄物を収集・運搬することができないときは、その理由を付して甲に処理期限の延長を申し出なければならない。

２　前項の申出があった場合において、甲が処理期限の延長を承認した時は、その申出の内容が天災地変その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責に帰すべきものである場合を除き、甲は、その処理期限の翌日から一般廃棄物収集運搬の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る処理代金につき年２．９パーセントの割合

で計算して得た額を違約金として乙に請求することができる。ただし、違約金の額が５００円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

３　甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に処理代金を支払わない時は、乙は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年２．９パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を請求できるものとする。この場合において、甲が乙に対し口頭又は文書で処理代金を支払う旨の通知をした翌日以降の期間は、約定期間に算入しないものとする。

（権利義務の譲渡等）

第７条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第８条　乙は、一般廃棄物収集運搬業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（担当員）

第９条　甲は、乙の一般廃棄物収集運搬業務について必要な連絡指導にあたる担当員を定め、乙に通知するものとする。担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者）

第１０条　乙は、一般廃棄物収集運搬業務について業務処理責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者の変更請求等）

第１１条　甲は、業務処理責任者が、一般廃棄物収集運搬業務上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

２　乙は、前項の請求があったときは、その日から１０日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（調査等）

第１２条　甲は、一般廃棄物収集運搬業務の状況について、随時に調査をし、報告を求め、又は当該業務の処理につき必要な指示をすることができる。

（報告義務）

第１３条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、甲又は担当員と協議しなければならない。

（１）仕様書で定める方法以外の方法により、廃棄物を処理する必要があると認められるとき。

（２）一般廃棄物収集運搬業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

（３）一般廃棄物収集運搬業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

２　乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲または担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

（契約の解除）

第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（１）一般廃棄物収集運搬業務が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

（２）乙の責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（３）第３項に規定する理由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（４）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の３０日前までに、乙に通知しなければならない。

３　乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第１４条の２　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠

償を請求することができない。

（１）　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」と言う。）第４９条第１項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除命令が同条第７項又は独占禁止法第５２条第５項の規定により確定したとき。

（２）　乙が独占禁止法第５０条第１項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第５項又は独占禁止法第５２条第５項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取消されたときを含む。）。

（３）　乙が、独占禁止法第６６条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第７７条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

（４）　乙が独占禁止法第７７条第１項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

（５）排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名宛人に対する命令全てが確定した場合（独占禁止法第４９条第７項、第５０条第５項若しくは第５２条第５項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第６６条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、且つ、当該審決の取り消しの訴えを独占禁止法第７７条第１項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取り消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（６）排除命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行機関（独占禁止法第７条の２第１項に規定する実行期間を言う。）を除く。）に入札又は地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成２５年４月１日規程第５１号）第２４条第１項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

（７）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第８９条第１項、第９０条若しくは第９５条（独占禁止法第８９条第１項又は第９０条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条に規定する刑が確定したとき。

第１５条　乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合に

おいては、乙は、この契約を解除しようとする日の３０日前までに、甲に通知しなければならない。

（損害賠償）

第１６条　第１４条第１項の規定により契約が解除されたときは、乙は、毎月の一般廃棄物収集運搬に係る代金額の合計額の１００分の１０に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

２　第１４条第２項又は前条の規定により契約が解除された場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

３　乙は、その責めに帰すべき理由により一般廃棄物収集運搬業務に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

４　前２項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

５　乙は、一般廃棄物収集運搬業務に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第１６条の２　乙は、この契約に関して、第１４条の２各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の一般廃棄物収集運搬に係る代金の合計額１０分の２に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第６号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

２　甲は、実際に生じた損害の額が前２項の賠償金を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

３　第１項及び第３項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第１７条　甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する代金請求権その他債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第１８条　乙は、一般廃棄物収集運搬業務に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

２　乙は、その使用する者が一般廃棄物収集運搬業務に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第１９条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第２０条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める

ものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
甲　　地方独立行政法人新小山市民病院
理 事 長　　島 田　和 幸　　印

乙
印